

## 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について

## 1 趣旨

地方活力向上地域における地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補てん措置が延長等されたこと等を踏まえ、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正しようとするもの。

## 2 地方活力向上地域における県税の軽減措置の概要

地方活力向上地域において、特定業務施設（本社機能を有する施設）を整備する事業を実施する事業者に対して、次のとおり県税の軽減措置を講じている。

|      |   |  |                        |
|------|---|--|------------------------|
| 対象者  | 令和4年3月31日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者   |  |                        |
| 要件   | 認定日から2年内に一定の特別償却設備 <sup>(注1)</sup> を新增設した場合 |  |                        |
| 事業   | 移転型事業 <sup>(注2)</sup>                       |  | 拡充型事業 <sup>(注3)</sup>  |
| 税目   | 不動産取得税 <sup>(注4)</sup>                      | 事業税 <sup>(注5)</sup>                          | 不動産取得税 <sup>(注4)</sup> |
| 軽減措置 | 課税免除  | (1年目) 税率×1/2<br>(2年目) 税率×3/4<br>(3年目) 税率×7/8 | 税率×1/10                |

(注1) 取得価額が3,800万円（中小事業者は1,900万円）以上の減価償却資産

(注2) 特定業務施設を東京23区から移転して整備する事業

(注3) 特定業務施設を整備する事業（移転型事業を除く）

(注4) 特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得に対して課するもの

(注5) 特別償却設備に係る所得・収入金額として計算した額に対して課するもの

※本県は、財政力指数の関係から、移転型事業に係る軽減措置は減収補てんの対象となるが、拡充型事業に係る軽減措置は減収補てんの対象とならないものの、近隣府県との立地競争力を維持するために、拡充型事業について軽減措置を実施

## 3 改正の概要

対象者および要件を次のとおり改正する。

|     |   |
|-----|---|
| 対象者 | 令和6年3月31日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者 |
| 要件  | 認定日から3年内に一定の特別償却設備を新增設した場合                |

## 4 施行期日等

公布日（ただし、令和4年4月1日以後に新增設された特別償却設備に係る県税から適用）

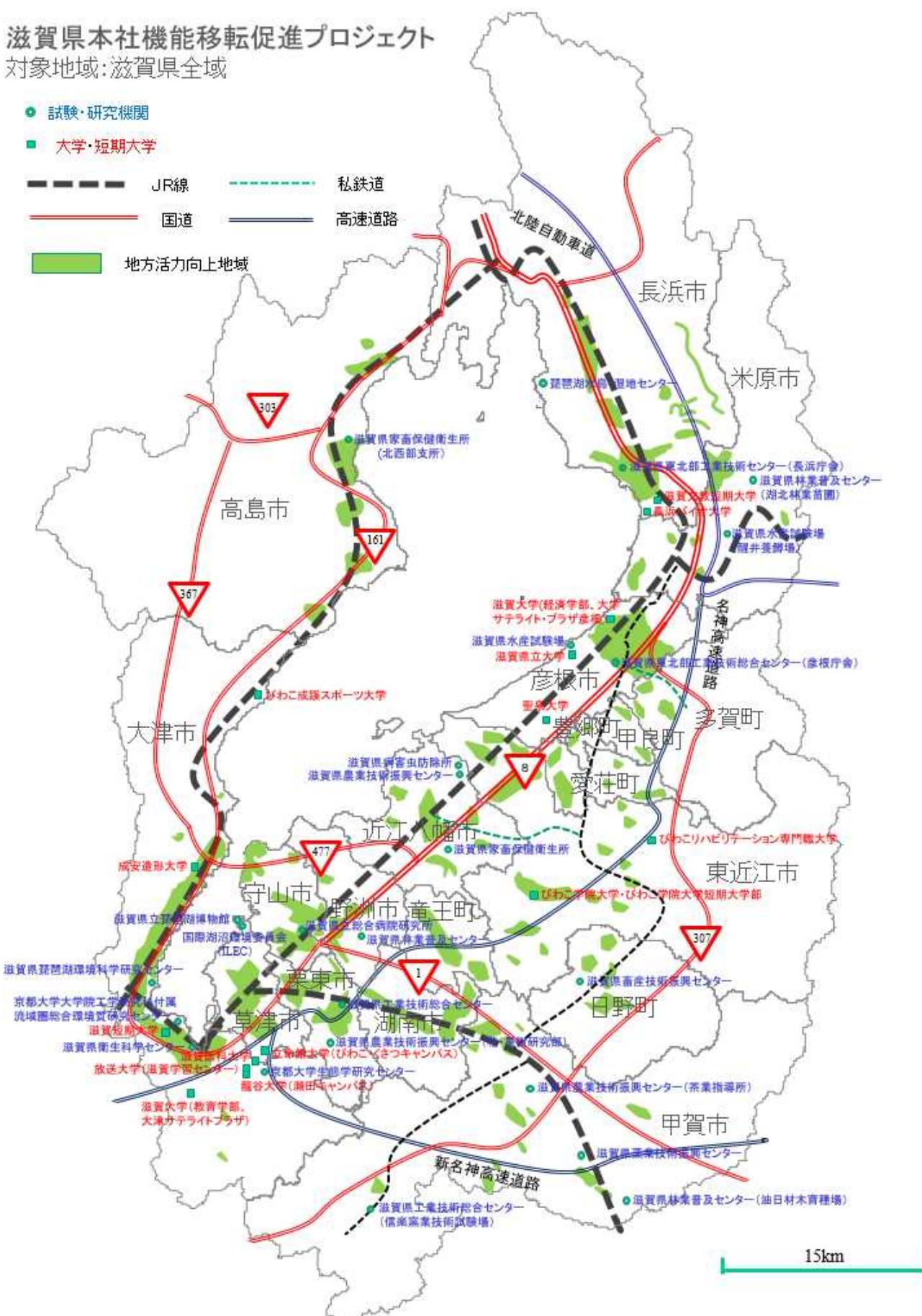
## 滋賀県本社機能移転促進プロジェクト 対象地域: 滋賀県全域

- 試験・研究機関
  - 大学・短期大学

— JR線 ----- 私鉄道

 国道  高速道路

地方活力向上地域



# 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)の一部改正等に伴い、地方活力向上地域における課税免除および不均一課税について、対象設備の整備期間の要件を見直すとともに、その適用期限を延長するため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

(1) 地方活力向上地域における課税免除および不均一課税について、次の改正を行うこととします。(第5条関係)

ア 第3種特別償却設備の整備期間の要件を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までの間とすること。

イ 第3種特別償却設備に係る県税の課税免除および不均一課税の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。

(2) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>(5) 第1種特別償却設備 製造業、農林水産物等販売業（過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下この号および次条において同じ。）、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業および同条第3項に規定する簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）をいう。以下同じ。）または情報サービス業等（情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業をいう。以下この号および次条第1項第1号アにおいて同じ。）（これらの事業のうち産業振興促進区域内において振興すべき業種として市町村計画に定められたものに限る。以下この号および次条第1項第1号アにおいて同じ。）の用に直接供する一の設備で租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項の表の第1号</u>の下欄または<u>第45条第2項の表の第1号</u>の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいう。</p> <p>ア 製造業または旅館業 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項</u>に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える、1億円以下である法人にあつては1,000万円、資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円）</p> | <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>(5) 第1種特別償却設備 製造業、農林水産物等販売業（過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下この号および次条において同じ。）、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業および同条第3項に規定する簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）をいう。以下同じ。）または情報サービス業等（情報サービス業、有線放送業、インターネット附隨サービス業その他規則で定める事業をいう。以下この号および次条第1項第1号アにおいて同じ。）（これらの事業のうち産業振興促進区域内において振興すべき業種として市町村計画に定められたものに限る。以下この号および次条第1項第1号アにおいて同じ。）の用に直接供する一の設備で租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項の表の第1号</u>の下欄または<u>第45条第3項の表の第1号</u>の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいう。</p> <p>ア 製造業または旅館業 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項第1号</u>に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える、1億円以下である法人にあつては1,000万円、資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円）</p> |

イ 農林水産物等販売業または情報サービス業等 500万円

(6) 第2種特別償却設備 製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産

の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上であることにより、租税特別措置法第12条第3項の表の第3号または第45条第2項の表の第3号の規定の適用を受けるものをいう。

ア 製造の事業または旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超える、1億円以下である法人にあつては1,000万円、資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円）

イ 情報サービス業、有線放送業、インターネット附隨サービス業その他規則で定める事業 500万円

(7) 第3種特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者および同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のものをいう。

(8) 省略

第3条および第4条 省略

（地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税）

第5条 地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が同条第18項の規

イ 農林水産物等販売業または情報サービス業等 500万円

(6) 第2種特別償却設備 製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附隨サービス業その他規則で定める事業の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。次号において同じ。）

の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上であることにより、租税特別措置法第12条第4項の表の第3号または第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受けるものをいう。

ア 製造の事業または旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超える、1億円以下である法人にあつては1,000万円、資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円）

イ 情報サービス業、有線放送業、インターネット附隨サービス業その他規則で定める事業 500万円

(7) 第3種特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者および法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のものをいう。

(8) 省略

第3条および第4条 省略

（地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税）

第5条 地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が同条第18項の規

定に基づき公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から令和4年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対しては、不動産取得税（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するものに限る。）を課さない。

2 地方活力向上地域内において、公示日から令和4年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

(1) 事業税（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備を当該事業の用に供した日の属する事業年度以後3年の各事業年度または当該日の属する年以後3年の各年の所得または収入金額のうち当該第3種特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものに限る。） 県税条例第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た税率

| 年度または年の区分 | 割合   |
|-----------|------|
| 初年度または初年  | 2分の1 |

定に基づき公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対しては、不動産取得税（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するものに限る。）を課さない。

2 地方活力向上地域内において、公示日から令和6年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

(1) 事業税（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備を当該事業の用に供した日の属する事業年度以後3年の各事業年度または当該日の属する年以後3年の各年の所得または収入金額のうち当該第3種特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものに限る。） 県税条例第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た税率

| 年度または年の区分 | 割合   |
|-----------|------|
| 初年度または初年  | 2分の1 |

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 第2年度（初年度の翌年度または初年の翌年をいう。以下同じ。） | 4分の3 |
| 第3年度（第2年度の翌年度または翌年をいう。）        | 8分の7 |

(2) 不動産取得税（地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するものに限る。） 県税条例第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率

3および4 省略

以下省略

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 第2年度（初年度の翌年度または初年の翌年をいう。以下同じ。） | 4分の3 |
| 第3年度（第2年度の翌年度または翌年をいう。）        | 8分の7 |

(2) 不動産取得税（地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するものに限る。） 県税条例第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率

3および4 省略

以下省略